

第35回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年5月18日（金）10:00～10:21
2. 場所：合同庁舎4号館2階 共用第3特別会議室
3. 出席者：
（委員）原英史（座長）
（専門委員）村上文洋
（事務局）西川参事官

4. 議題：
（開会）
議題 エネルギー分野の規制改革に関する意見
（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは、規制改革推進会議、第35回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、原座長、村上専門委員が出席されています。

それでは、ここからの進行は原座長、お願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

「エネルギー分野の規制改革に関する意見」です。この意見をこのワーキング・グループで決定して、本日夕方開催予定の本会議で議論いただきたいと考えております。

事務局から説明をお願いします。

○西川参事官 「エネルギー分野の規制改革に関する意見」ということで、これまでワーキング・グループで議論してきた結果を反映したものでございます。

○西川参事官 大きく分けて、内容が2つございまして、一つが1ページの下からあります「電力先物市場の在り方について」のことでございます。

電力先物市場は、1ページから2ページにかけて記載がありますがけれども、電力システム改革を実現するためには非常に重要なものであることになるわけでございます。

経済産業省のほうで、本年4月に「電力先物市場の在り方に関する検討会」の報告書が公表されまして、そこでは、商品取引所において上場に向けた議論を早急に深めるべきだとされておりますので、現時点で上場が想定されるのは東京商品取引所になります。しか

しながら、東京商品取引所、TOCOMでございますが、現在の経営状況を見ますと、2017年3月期までの5年間のうちの3期で連結最終赤字が計上されているなど、経営不振が続いている。

それから、取引規模を見ましても、海外の大きな取引所と比べて著しく小さい状況でございます。

片や、電力先物市場は、実際にそれができ上がりますと、電力会社といった非常に大きな会社が参加することになりまして、1件当たりの取引も非常に大きくなると思われまして。

そういう意味では、資本金力、人的資源、経営などいろいろな面から見まして、東京商品取引所だけで市場を立ち上げる。それも信頼性が高く、市場参加者にとって使いやすい市場を形成することには、課題が多いと言わざるを得ないのではないかというのが問題意識でございます。

加えまして、先般、八田先生から御指摘がございましたけれども、電力会社の内部情報を用いたインサイダー取引といったものが行われるおそれなど、ほかの商品先物市場に比べて、不公正取引への対応も重要であるといった特質もあるのではないかとと思われるということでございます。

繰り返しになりますけれども、電力先物市場を上場させるということは、電力システム改革を実現させるための重要な要素であるわけでございます。そういう意味では、拙速に電力先物市場を上場させるということではなくて、最後の「したがって」のところに書いておりますけれども、国は、公正・透明な価格形成の機能を持ち十分な流動性のある電力先物市場の実現のために、不公正取引対策の整備のほか、東京商品取引所単独での取り組みにこだわらず、実績のある海外の取引所との緊密な連携や総合取引所の創設など上場に向けた所要の整備を行うべきである。このような取組を求めるといった意見でございます。

もう一点が、2ページの下の「3. ガス小売市場における競争促進のために」ということでございます。内容が全部で7つぐらいあるわけでございます。それぞれについて簡単に申し上げます。

「(1) 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行」ということで、現在は、都市ガスの供給に当たって、標準熱量制というものが採用されているわけですが、これについて、3ページの上のほうですけれども、現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、従来から議論はあったわけですが、進められてこなかったという状況を踏まえまして、「したがって」以降でございますが、熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて早急に検討し、必要な措置を講ずるべきである。このような取組を求めるといった意見でございます。

「(2) 一括受ガスによる小売間競争の促進」という項目でございます。マンション管理者などがガスを一括して調達する。それを各戸の入居者に受け渡すという一括受ガスでございますが、電力に関しては、マンションごとの一括受電が認められているわけでございます。しかしながら、一括受ガスについては、これまで経済産業省ともいろいろ議論し

ましたが、経済産業省の主張するいろいろな理由があつて、それが認められていない状況でございます。

(2)の最後のパラグラフでございますが、一括受ガスが認められることで、サービスの多様化が進み、託送料金以外の部分でコスト引き下げの努力が行われるなど、小売間競争が促進されよう。一括受ガスを認めることは、小売全面自由化の趣旨に沿うものである。最後、「したがって」以下ですが、一括受ガスを容認するよう、必要な措置を講ずるべきである。その際、新規参入が見込まれる事業者などを含め、幅広い関係者の声を聞き、決定すべきである。このような取組を求めるといふ意見でございます。

「(3) 支配的事業者によるガス卸供給の義務化」でございます。現状ですと、LNGを輸入してガスを卸供給する人は、港に大きなタンクとか巨額の設備を要するわけですので、一部の大手事業者に限られているわけでございます。

こういった状況で小売間競争を促進するためには、ガスの卸取引を活性化させることが不可欠なわけございまして、そのために、4ページの上の「したがって」以降でございますが、取引所取引を含め、支配的事業者に内外無差別によるガス卸供給を義務づける仕組みを早急に検討し、必要な措置を講ずべきである。そのような取組を求めるといふ意見でございます。

次は「(4) ガス託送料金の適正化」でございます。現状、都市ガスの託送料金については、2017年4月から小売全面自由化が始まったわけでございますけれども、それを遅滞なく進める必要があるということで、多くの費目について、コストを個別査定していくのではなく、比較査定方式、ヤードスティック方式といいますけれども、これが採用されたというのが現状でございます。

しかしながら、ヤードスティック方式のもとですと、仮に全ての事業者が非効率であったら、託送料金が高どまりする可能性もあるわけございまして、例えば保安等に係る労務費などについて、本来、小売事業者で負担すべき費用が託送料金原価に計上されてしまっている可能性も否定できないということでございます。

そういう意味で、「したがって」以降なのですが、小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての費目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価の乖離の管理など十分な事後評価を行い、その結果を踏まえて託送料金の引き下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずるべきである。そのような取組を求めるといふ意見でございます。

次は「(5) 内管保安・工事における競争環境の整備」でございます。現状、ガスシステム改革において、需要家の敷地内に内管が通っているわけですが、その定期点検あるいは緊急保安については、都市ガス事業者、一般ガス導管事業者ですが、その方に保安責任が課されているわけでございます。

これは、実際に都市ガス事業者が自分ではなくて検査会社などに委託する場合も少なくないわけでございますけれども、ただ、どちらの場合についても、事業者間で競争メカニ

ズムが働いて、効率化が進むような状況がなかなか進んでいない状況があるわけでございます。

こういった部分に効率化を働かせるということですが、5ページの上の「したがって」以降ですけれども、内管保安の費用は、託送料金として厳格に査定を行うべきである。また、内管工事の費用も、託送料金に準ずるものとして、厳格に監視を行うべきである。その際、都市ガス事業者から委託する際の要件の透明化や、受注上限価格の導入など、競争メカニズムを機能させるための措置をあわせて講ずるべきである。このような取組を求めるという意見でございます。

次は「(6) LNG基地の第三者利用の促進」でございます。これも現状、ガスシステム改革におきまして、LNG基地の第三者利用が制度化はされました。その結果、一定のLNG基地については、ガスを受託製造する際の約款の届け出が義務付けられたり、あるいは、そうではないLNG基地についても、ガイドライン、「適正なガス取引についての指針」において、利用要領の策定や情報の公開を行うことが、ガイドライン上、望ましいとされたところでございます。

しかしながら、現状ではLNG基地に関する情報開示が不十分なのではないか。そのために、この基地を使いたい利用者側のほうで、事業の予見性がなかなか持ちにくいのではないかとといった指摘が考えられるわけでございます。

そういうことで、その下の「したがって」以下の取組ですが、LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずるべきである。

1つ目、基地の規模や導管の接続・未接続を問わず、ルームシェア方式を前提とする利用約款の策定を義務付ける。

2つ目、製造設備の余力判定や基地利用料金などの情報開示・算定根拠に係る基準を具体化する。

3つ目、電力・ガス取引監視等委員会において、これらの措置に対する事後検証を行うこと及び同委員会によるあっせん・仲裁の活用を促すこと。

こういった取組を求めるという意見でございます。

最後、「(7) ガス保安規制の整合化」でございます。これについてでございますけれども、現状、簡易な設備で発生させたガスを導管で利用者に供給する事業のうち、供給先が70戸未満でありますと「LPガス販売事業」となって、液化石油ガス法による登録制に服するというところでございますが、供給先が70戸以上となりますと「簡易ガス事業」ということで、ガス事業法による登録制になるわけでございますが、実際のところ、簡易ガス事業者の多くはLPガスの販売事業も行っているということございまして、そういった人は、ガス事業法と液化石油ガス法の両方の規定に対応しなければならない。それが事業者の負担になっているという指摘があるということでございます。

この両法ですが、例えば火気設備との距離の規制が異なっているといった違いもあるということで、そういった負担があるということでございます。

したがって、事業者の負担軽減のために、現行の法体系のもとでガス事業法と液化石油ガス法の保安規制の整合性がとれるよう、必要な措置を講ずるべきであるというような取組を意見で求めるということでございます。

駆け足でしたが、以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

始める前に、今日は欠席なのですが、大田議長から意見をいただいています。

昨日の会議で日本生活協同組合連合会の意見書が配布されていますが、一括受ガスに関しては、価格の透明性や保安などの面で消費者の視点から懸念の声が寄せられています。制度設計に際しては、消費者の利益に十分配慮し、懸念を払拭することが重要ではないかと考えます、という御意見をいただいています。

それを受けて、この意見書にどう反映するかを考えましたが、3ページの(2)一括受ガスの最後の「その際、新規参入が見込まれる事業者などを含め、幅広い関係者の声を聞き、決定すべきである」という文ですが、「新規参入が見込まれる」という前、「その際」の後に「消費者の利益に十分配慮しつつ」を追加することでいかがかと思っております。

それを含めて、村上さん、御意見、御質問がございましたら、お願いできればと思います。

○村上専門委員 今の点は、原座長の追加の御提案でいいと思います。

それ以外については、拝見しましたが、ここで指摘されている内容で私はいいかと思います。

○原座長 ありがとうございます。

それでよろしゅうございますか。

○西川参事官 それでは、意見書を今の修正の形で決定ということですね。

○原座長 よろしければ、修正してワーキング・グループ意見として決定させていただければと思います。

それでは、短いですが、今日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループについては、また別途御案内を申し上げます。